

共同住宅における円滑な統計調査の実施に向けて

2018年4月25日

総務省政策統括官（統計基準担当）

テーマ1：統計調査員業務のマンション管理会社等への委託の取組

➤ 現状のご説明

管理員がいる共同住宅の一部においては、管理員の方に統計調査員となっただき、管理している共同住宅において調査活動に従事していただくことにより、その共同住宅における円滑な統計調査の実施に貢献いただいている。

一方、この取組については、統計調査員となっただく管理員の方に、公務員として活動していただくことから、その報酬については、管理員ご本人にお支払いする必要があるため、これがネックとなって、調査員業務を引き受けていただけないケースも発生していた。

こういった状況を受けて、一部の統計調査においては、統計調査員業務をマンション等の施設を管理・運営する者に対して委託することも可能とする法令整備を実施している。

<次ページ参照>

➤ 検討テーマ

Q こういった取組を進めていく中で、統計調査の実施者（国や地方公共団体）が、留意すべき事項や、検討すべき課題等はあるか。

Q こういった取組以外にも、共同住宅において、円滑に統計調査を実施する方法は考えられるか。

(参考) 調査員業務の民間委託 (平成30年住宅・土地統計調査の例)

調査員業務の民間委託

集合住宅や社会福祉施設等において調査員事務を管理会社・運営法人に委託可能とすることによって、調査の実施を円滑化

大規模な集合住宅や社会福祉施設等



管理会社・運営法人の
従業員を調査員に任命

調査が円滑に実施できる場合が多い



一方で

従業員が所属する会社・法人の業務の一環として調査員を引き受けることに了解しても、報酬は会社・法人等に支払ってほしいとするケースが多い

これまでは、制度上実施できない

集合住宅や社会福祉法人等への業務委託に係る規定を整備
これまでどおり、調査員任命を基本とするが、必要に応じて、管理会社や運営法人等への業務委託を可能とする仕組みを導入

テーマ2：統計調査の現場における連携強化等に向けた取組

➤ 現状のご説明

従来から、大規模な統計調査の実施に当たっては、統計調査を実施する省や都道府県等からマンション管理関係団体等に対して、統計調査への協力要請を実施しているところであり、協力要請を受けた各団体においては、幅広くご協力をいただいている。

一方で、統計調査の実施を担う、都道府県や市町村等からは、一部の共同住宅においては、管理会社や管理員からの調査への協力（オートロックマンションへの立入や、空室情報の提供など）が得られず、現地の統計調査員が苦慮する場合もある、との報告もある。

➤ 検討テーマ

Q **統計調査の現場において、各団体の会員等の皆様から、調査に対する協力を更に確保していくためには、どのような取組が効果的か。
（例：各団体が開催するセミナー等での統計担当者からの説明）**

Q **共同住宅の居住者に、統計調査の周知を効果的に行うためには、どのような取組が効果的か。**